

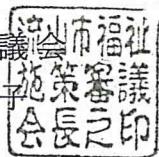


流福審第29号

平成27年1月21日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子



「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例」の一部改正案について（答申）

平成27年1月14日付け流社第700号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 「流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例」一部改正案にある現物給付化について、各月ごとの申請手続きの必要がなくなるため、利用者の利便性向上の観点から必要と思われます。また、現物給付化に際し自己負担金が発生することについては、国民健康保険団体連合会等への審査事務手数料など経費が新たに発生するためやむを得ないものと判断します。
- 2 65歳以上で新たに障害者手帳を取得する者を制度対象外とすることについては、適切であると判断します。その理由として、65歳以上の新規障害者手帳取得者の多くが加齢に伴う疾病が原因であるので、その加齢に伴う高齢者の医療費は「後期高齢者医療制度」で対応してください。
- 3 子ども医療費助成制度と重度障害者医療費助成制度の重複については、0歳から中学3年生（満15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの対象者を全て子ども医療費助成制度の対象としてください。
- 4 市独自で実施している精神障害者手帳1級・2級所持者及び特定疾病者医療費対象者については、国民健康保険団体連合会等での審査事務対応ができないことから、現状のまま償還払いとしてください。
- 5 本制度の趣旨と目的を達成するため、対象者に対し、十分な説明を行い、制度の周知に努め、遅延なく制度の開始と運用を図ってください。